

下級裁判所裁判官指名諮問委員会(第1回)議事要旨

(下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務)

1 日時

平成15年6月9日(月)13:30～15:40

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

大川真郎, 奥田昌道, 加賀美幸子, 相良朋紀, 鈴木芳夫, 田尾健二郎, 田中成明,
戸松秀典, 新村保子, 堀野紀, 米本昌平(敬称略)

(庶務)

中山総務局長, 金井参事官(審議官室), 鹿子木総務局第一課長

(説明者)

山崎人事局長, 堀田人事局任用課長

4 議題

- (1) 委員長選出等
- (2) 協議
- (3) 次回の予定について

5 配布資料

(審議資料)

1. 当面の指名諮問委員会の運営に当たり取決めに要すると考えられる事項
2. 任命の3類型に応じて考えられる指名諮問委員会の運営のイメージ
3. 委員会のスケジュールについて

(参考資料)

1. 司法制度改革審議会意見書(抜粋)
2. 下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則
3. 確認事項
4. 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の概要
5. 裁判官制度(任命関係)法令
6. 裁判官の任命手続の概略
7. 裁判官の定員(平成15年度)
8. 平成14年度 判事・判事補の採用・再任者数
9. 弁護士任官等に関する協議の取りまとめ
10. 弁護士任官制度に基づく裁判官への任官者数
11. 出向先別人数一覧表
12. 現在の裁判官指名手続の実情に関する資料

6 議事

(1)最高裁判所長官あいさつ

委員会の開催に当たり、町田顯最高裁判所長官からあいさつがされた。

(2)委員長選出及び就任あいさつ

委員の互選により、奥田委員が委員長に選出され、奥田委員長から就任あいさつがされた。

(3)委員長代理の指名

委員長から、委員長代理として戸松委員が指名された。

(4)説明者の出席,入室

裁判官の任命手続の実情について説明が必要であることから、山崎人事局長及び堀田人事局任用課長が説明者として出席することが了承され、入室した。

(5) 委員会議事手続について

協議の結果、委員会は委員長が招集することとされた。また、議事要旨を作成し、委員長の承認を経て確定すること、議事そのものは非公開とするが、個別的・具体的な人事に関係しない、委員会の一般的な手続・基準に関する議事については、議事要旨を適宜の方法で公開することとされた。

(6) 協議(:委員長, :委員, :庶務, :説明者)

庶務から、審議資料1に基づき、委員会の運営に当たり取決めを要すると考えられる事項について説明がされた。

説明者から、参考資料に基づき、下級裁判所の裁判官の任命手続について説明がされた。

庶務から、審議資料2及び3に基づき、委員会における審議のイメージ等について説明がされた。

判事補から判事への任命、判事の再任に関する審議の方法について協議された。

:

審議資料2に「簡潔な資料」とあるが、そのイメージを教えてください。

:

所長が作成する報告書であり、記載内容は、当該裁判官の過去10年分の評価資料に基づく執務状況の概要及び当該裁判官に対する所長の所見というイメージである。

:

全候補者についてまんべんなく審議するのは難しいので、一定の絞りをかけて重点的に審議する人とし、しない人とを分けるのはやむを得ないが、所長が作成した簡潔な評価の概要の報告書に基づいて振り分けるとすると、所長の一定の評価に基づいて振り分けることになり、本来の趣旨と異なるのではないか。

:

的確な振り分けのためには、簡潔な報告書が必要であると考えますが、これを160人分見るのでさえ大変なことである。最高裁が重点審議者を振り分けるのではなく、委員の中から準備委員を選び、その人たちが重点審議対象者を振り分けるのであれば、委員会の自律性が保たれるのではないか。

：
作業部会のメンバーは所長が作成する簡潔な報告書以外の資料に直接当たることができるのか。

：
審議資料は委員全員同じである必要があるので、そうしたことは適当でない。とりあえず重点審議するかどうかの選り分けであり、さらに詳細な資料が必要なら、その者について重点的に審議を行う際に出してもらうことで足りるのではないか。

：
資料は当該裁判官について一番良く分かっている所長が作るのが適当である。的確に振り分けるためには、過去10年の執務状況のエッセンスが分かる資料を所長に作ってもらい必要があるだろう。先ほど、所長の評価を含む報告書に基づいた振り分けに疑問が呈されたが、委員会としては、所長の評価の結論は別に気にせず審議すればよい。

：
作業部会を設ける意見に賛成である。仮に160人程度を委員会で一から振り分けるとすれば、膨大な作業となり、時間もかかるので、委員の一部に事前に検討してもらい、その報告を受けて委員全員で第一次的な振り分けのための審議をしたらいい。

：
所長の報告書だけで、当該判事の適格性の認識が十分できるかどうか私には判断できない。企業の人事評価では評価者の主観が入ってくると言われている。地域委員会から情報収集をするなど、裁判に携わった人の声を振り分けの際に入れなくてもよいのか。

裁判官として適任かどうかを決めるというのは、場合によっては裁判官としての道を断つことにもなるので、慎重に見極めることが大事である。中央の委員会で振り分けを行うこと、準備会を設けることについては一般規則制定諮問委員会の審議の経緯に照らし、異論はないが、所長作成の報告書だけで足りるのか。あらかじめ地域委員会から振り分けに関する情報を得ておく必要があるのではないか。委員会で振り分けした後、地域委員会で情報を収集するのではなく、振り分けに役立つ、より具体的な情報を、地域委員会があらかじめ収集して、中央の委員会に提供することも必要ではないか。

重点審議対象者は一回絞ったらそれで決まりというわけではなく、その後、地域委員会からの情報に基づいて重点審議対象者を加えることもあり得るのであり、硬直的に考える必要はない。むしろ、第一段階でどう的確、効率的かつ迅速に振り分けるかという問題である。採用願が提出されてから当委員会の審議までの日程的な制約も考えると、この第一段階で地域委員会から情報を上げてもらうことは現実的ではなからう。

候補者名簿は地域委員会に流れることになるので、最終的に指名の適否について審議するについては、地域委員会から中央の委員会への情報提供が制度上担保される。

私の先ほどの意見は、振り分けの際に必ず地域委員会の意見を徴すべきとまで言っているわけではない。振り分けに当たり、地域委員会から特別の情報があれば、中央の委員会でそれを受け止めて振り分けるなど、振り分け作業の中でも中央と地域との連携があってよいのではないかという趣旨である。

当初重点審議対象者とされなかった人について、地域委員会からの情報で重点審議対象者とするのは当然あり得るので、第一段階でそこまでの必要はないのではないか。

10年間にプラスやマイナスの様々な情報があるはずだが、所長作成の簡潔な報告書には、その辺が捨象されて全体的な評価が入ってしまう点に疑問がある。所長の評価は基本的に信頼してよいと思うが、あまり強調すぎると、この委員会を設けた趣旨に反するのではないか。もう少し何か工夫できないか。

経歴を一覧的に記載した資料と所長作成の簡潔な報告書とを組み合わせるなどの工夫をしてはどうか。

所長の報告書だけということではなく、名簿と経歴を記載した書面を提出することは当然予定している。

所長の報告書には、過去10年の執務状況の概要が書かれるようであるが、概要はあくまで概要なので、概要でない本来的な内容があるなら、それが必要なのではないか。

そのような生の資料は量が膨大であると思われ、11人の委員全員が振り分けを分担することとしても、大変な時間を要し、実際的ではない。第一次的な振り分けのためということからすれば、所長作成の簡潔な報告書があると助かるし、それで足りるのではないか。

所長の裁判官に対する評価は、当該裁判官に関する他の裁判官、書記官、事務官からの情報、弁護士や検察官等訴訟当事者からの情報、記録が戻されたような場合などの上級審判決における問題点の指摘、更には種々の統計データ等、様々な多角的かつ客観的情報に基づいて行うものである。また、所長の人事異動の間隔を考えると10年間で少なくとも5人以上の所長が当該裁判官を評価することになり、その点でも客観性は担保されると思われる。

10年ごとに必ずチェックをするというのは他の分野には例を見ない重要なシステムである。内部での評価はユーザーの評価とは異なることがある。したがって、基本的には内部の評価で第一次的な振り分けを行いつつ、地域委員会には別の視点からの情報を収集してもらい、最終的にはそうした資料も踏まえて審議するのが、バランスとしてはよいのではないか。

いろいろ御意見があったが、審議の方式としては重点審議方式を取り、その振り分けについては、作業部会を設けるかどうかは別途検討することとして、所長作成の簡潔な報告書と経歴を記載した書面、名簿を資料にして委員会が行う。そして、必要に応じて地域委員会に情報収集を依頼する。また、地域委員会から積極的に情報があればそれを踏まえて更に審議する。こういう取りまとめでいかがか。

異議なし

振り分けの段階でも重点審議すべきか迷ったときには、要請をすれば具体的な生の資料を出してもらえることになるのか。

重点審議すべきかどうか迷うケースは、とりあえず重点審議対象者に含めていただいて、その上で地域委員会にも情報収集を依頼して、委員会の中で十分な審議を尽くしてもらおうというイメージであった。

今日の議論を踏まえ、具体的な案件の審議に入る前に議論しておかなければならない項目等について、次回までに庶務の方で整理をしてもらい、次回はそれをもとにして議論することでどうか。

異議なし

振り分けを作業部会で行うとしても、委員全員で分担するのか、一部の委員に委ねるのか、具体的なイメージはどうなるのか。

：

作業部会については、様々なイメージが考えられるところであり、次回までに庶務で整理した上で議論してもらいたい。

：

異議なし

：

今後の議事については、様々な場面で、人事に関する実情等について説明を受ける必要が考えられることから、審議に差し支えのある場合には、退席してもらうことを前提に、次回以降も説明者として人事局長と人事局任用課長の出席を認めることよいか。

：

異議なし

(7) 次回の予定について

次回の委員会は、7月1日(火)午後1時30分から開催されることとなった。

以上